

糸満市内小中学校 保護者 様

糸満市教育委員会
教育長 屋良 朝俊
(公印省略)

大切なお子様の安全を守るための「欠席連絡」と「所在確認」へのお願い

平素より、保護者の皆様におかれましては、本市の教育行政へのご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、先日、他県において登校中の児童が行方不明になるという大変痛ましい事案が発生いたしました。この事案のようにお子様が登校していない場合、学校と保護者双方でその状況を把握することは、お子様の命を守る上で大変重要となります。そのため、本市においても児童生徒の生命・身体の安全を最優先に確保するため、下記のとおり、出席確認および所在把握を丁寧に行ってまいります。

つきましては、大切なお子様の安全を第一に考えた対応ですので、「欠席連絡」と「所在確認」へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 保護者の皆様をお願いしたいこと

お子様が欠席・遅刻される場合は、各学校で定められている時間までに学校へご連絡をお願いします。

◎法律上の義務

保護者には、お子様を安全に学校へ通わせる「就学義務（学校教育法第17条）」があり、学校と協力してお子様の安全を把握していただく責任がございます。

◎確実な連絡

連絡がないままお子様が教室にいない場合、学校は「登校中に事故や事件に巻き込まれた可能性」を想定し、直ちに所在確認を行います。

2. 学校からの緊急連絡について

保護者から欠席等の連絡がなく、お子様の登校も確認できない場合、学校では次の手順で即座に所在確認を行います。

①全ての連絡先への電話

保護者様の①連絡先、②緊急連絡先に連絡いたします。

ご連絡がつかない時間は、お子様の命に関わる「空白の時間」となり、お子様の命を最優先に考えた「緊急事態」と判断した場合、勤務先等へのご連絡をする場合もございます。

②ご自宅への訪問

①で連絡がつかない場合は、お子様の安全を確認するため、教職員による家庭訪問をいたします。

③警察等との連携

状況によっては、直ちに警察等へ連絡し、組織的な捜索を開始する場合もございます。

3. その他

学校と家庭が手を取り合い、一人の「連絡忘れ」も「確認漏れ」もない体制を作っていくことが、子どもたちの安心安全な毎日につながります。

ご家庭におかれましても、今一度、朝の連絡ルールについてご確認をよろしくお願いいたします。